

第3期裁判所特定事業主行動計画

「みんなで支える子育て支援アクションプラン ～よりよい勤務環境を目指して～」

仕事と子育ての両立支援

子育てをする職員を含めた、全ての職員が、働き方の見直しにより、健康で豊かな生活のための時間を確保し、多様な働き方や生き方を選択できる、働きやすい職場にしていくことで、子育てをする職員の皆さんを応援していきます。

アクションプランのポイント

主な取組

アクションプラン推進月間の実施

毎年6月を「アクションプラン推進月間」とし、両立支援制度の周知徹底や、職員の意識向上を図るための取組を実施します。

超過勤務削減に向けた取組

勤務時間内に仕事を終えることができるよう事務の合理化、効率化を図り、働き方を見直しましょう。

毎年10月には、超過勤務縮減キャンペーン週間を実施します。

年次休暇の計画的な取得促進 (リフレッシュ・デー)

月に1日以上「リフレッシュ・デー」や、休日等を組み合わせた連続休暇により、計画的に年次休暇を取得しましょう。

数値目標

男性職員の育児休業取得率
20%

変更

第2期の数値目標(7%)を引き上げました。

男性職員の3日以上
の育児参加休暇の取得率 80%

数値目標は第2期と同じですが、引き続き育児参加休暇の取得に努めましょう。

職員一人当たりの年次休暇
の平均取得日数割合
第3期計画期間中、毎年
16.0日(80%)

変更

毎年度、目標達成を目指します。